平成２６年（フ）第１７１５号
愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目69番地　ラ・シオン源氏401号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目69番地
債務者　山田　邦博
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６２号
愛知県春日井市朝宮町１丁目28番地４　メリーハイム朝宮205号
債務者　木村　賢二
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安江　正基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２号
愛知県西尾市永吉１丁目34番地　第２グランドビル永吉404号室
債務者　小嶋　　壯
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
愛知県西尾市永吉１丁目34番地　第２グランドビル永吉404号室
債務者　小嶋きみの
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
愛知県岡崎市井内町字久世69番地　サンパレス井内205、前住所愛知県岡崎市美合町字生田84番地４　小野田方
債務者　水落すま子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８３６号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番31号
債務者　新垣　義広
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７５９号
大阪市淀川区東三国５丁目15番14―506号、前住所大阪市淀川区木川東４丁目４番15―1408号
債務者　濱口　雅春
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２６年（フ）第４５２０号
大阪府茨木市西太田町12番２号
債務者　賀司　　彬
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３１８号
函館市湯川町３丁目23番13―201号　ハイツたかし
債務者　疋田　浩史
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６１号
愛知県岡崎市鴨田町字末広36番地１　キングスコート大樹寺702
債務者　梁川　愛子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
愛知県西尾市八ツ面町猿待７番地１
債務者　杉浦　節子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
千葉県大網白里市大網183番地１　コーポ小川103号
債務者　高橋眞理子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
山形県長井市日の出町３番27号
債務者　山口喜代志
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１０６０号
埼玉県上尾市原市北１丁目２番地22　クレストールＳＨＯＨＮＡＮ　Ａ―201
債務者　小嶋　龍美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９８号
さいたま市見沼区堀崎町1636番地　山田荘Ａ棟106号室、旧住所さいたま市岩槻区大字表慈恩寺248番地１
債務者　熊谷　一郎（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０５号
埼玉県川口市南前川２丁目14番29号
債務者　安藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係